



備考  
略

別表第7（第2条関係）

種 別	区 分	金 額
1～18 略		
19 認知機能検査手数料		1件につき1,050円
20 認知機能検査員講習手数料	(1) 認知機能検査の実施方法のみに係る講習	1回につき1,200円
	(2) (1)に掲げる講習以外の講習	1回につき1,450円
21 運転技能検査手数料		1件につき3,550円
22 限定解除審査手数料	略	
23～29 略		
30 講習手数料	(1)～(11) 略 (12) <u>法第108条の2第1項第12号に掲げる講習</u> ア <u>法第71条の5第3項に規定する普通自動車対応免許（以下この項において「普通自動車対応免許」という。）を受けている者（法第97条の2第1項第3号イ及びハに掲げる者並びに法第101条の4第3項の規定の適用を受ける者を除く。）に対する講習</u>	1回につき6,450円

備考  
略

別表第7（第2条関係）

種 別	区 分	金 額
1～18 略		
19 認知機能検査手数料		1件につき750円
20 認知機能検査員講習手数料	(1) 認知機能検査の実施方法のみに係る講習	1回につき800円
	(2) (1)に掲げる講習以外の講習	1回につき1,400円
21 限定解除審査手数料	略	
22～28 略		
29 講習手数料	(1)～(11) 略 (12) <u>法第108条の2第1項第12号に掲げる講習</u> ア <u>小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習（法第97条の2第1項第3号イ、第101条の4第2項又は第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものを除く。）</u> イ <u>小型特殊自動車免許以</u>	1回につき5,100円

<p><u>イ 普通自動車対応免許を受けている者（法第97条の2第1項第3号イ若しくはハに掲げる者又は法第101条の4第3項の規定の適用を受ける者に限る。）又は第一種運転免許若しくは第二種運転免許であって普通自動車対応免許以外のもののみを受けている者に対する講習</u></p>	<p><u>1回につき2,900円</u></p>		<p><u>外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習（法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）</u></p> <p><u>(ア) 当該認知機能検査の結果が認知症のおそれがあることその他の認知機能が低下しているおそれがあることを示すものとして令第43条第1項の表講習手数料の項の内閣府令で定める基準に該当する者に対する講習</u></p> <p><u>(イ) (ア)に掲げる講習以外の講習</u></p> <p><u>ウ 小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習（法第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）</u></p> <p><u>エ 小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習（法第97条の2第1項第3号イ、第101条の4第2項又は第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基</u></p>	<p><u>1回につき7,950円</u></p> <p><u>1回につき5,100円</u></p> <p><u>1回につき5,800円</u></p> <p><u>1回につき2,250円</u></p>
---	---------------------------	--	---	---

					<p>づいて行うものを除く。)</p> <p>オ <u>小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習（法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）</u></p> <p>(ア) <u>当該認知機能検査の結果が認知症のおそれがあることその他の認知機能が低下しているおそれがあることを示すものとして令第43条第1項の表講習手数料の項の内閣府令で定める基準に該当する者に対する講習</u></p> <p>(イ) <u>(ア)に掲げる講習以外の講習</u></p> <p>カ <u>小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習（法第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）</u></p> <p>(13) 略</p>	<p>1回につき4,450円</p> <p>1回につき2,250円</p> <p>1回につき2,350円</p>
	<p>(13) 略</p> <p>(14) <u>法第108条の2第1項第14号に掲げる講習</u></p> <p>(15) <u>法第108条の2第1項第15号に掲げる講習</u></p>	<p>1時間につき2,250円</p> <p>略</p>			<p>(14) <u>法第108条の2第1項第14号に掲げる講習</u></p> <p>略</p>	
31 任意運転者講習手数料	<u>令第37条の6第2号に規定する講習（特定任意講習）</u>	1回につき1,350円		30 任意運転者講習手数料	<u>法第108条の2第2項に規定する講習</u>	<p>(1) <u>令第37条の6第2号に</u></p> <p>1回につき1,350円</p>

32 略		

備考

- 1 略
- 2 技能検定員審査を受けようとする者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあっては、その者に係る技能検定員審査手数料の額は、24の項に定める額から、同表の中欄に掲げる区分に応じて、同表の右欄に定める額を減じた額とする。

審査細目	区 分	減ずる額
略		
備考		
1 技能検定員審査を受けようとする者が1の項及び2の項に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、1の項及び2の項に定めるところによるほか、別表第7の24の項に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査については2,350円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については900円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については1,100円を、大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査については2,900円を減ずるものとする。		

	規定する講習（任意運転者講習）	
	(2) 令第37条の6の2第1号に規定する講習で、加齢に伴って生ずる身体の機能の低下が自動車の運転に影響を及ぼしていないと認められる者に対するもの（任意高齢者簡易講習）	1時間につき1,800円
	(3) 加齢に伴って生ずる身体の機能の低下が自動車の運転に影響を及ぼしていないかどうかの確認及びその結果に基づく指導を行う講習（チャレンジ講習）	1回につき2,650円
31 略		

備考

- 1 略
- 2 技能検定員審査を受けようとする者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあっては、その者に係る技能検定員審査手数料の額は、23の項に定める額から、同表の中欄に掲げる区分に応じて、同表の右欄に定める額を減じた額とする。

審査細目	区 分	減ずる額
略		
備考		
1 技能検定員審査を受けようとする者が1の項及び2の項に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、1の項及び2の項に定めるところによるほか、別表第7の23の項に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査については2,350円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については900円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については1,100円を、大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査については2,900円を減ずるものとする。		

2 技能検定員審査を受けようとする者が3の項及び4の項に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、3の項及び4の項に定めるところによるほか、別表第7の24の項に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査については500円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については300円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については300円を減ずるものとする。

3 教習指導員審査を受けようとする者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあっては、その者に係る教習指導員審査手数料の額は、26の項に定める額から、同表の中欄に掲げる区分に応じて、同表の右欄に定める額を減じた額とする。

審査細目	区 分	減ずる額
略		
備考		
<p>1 教習指導員審査を受けようとする者が1の項及び2の項に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、1の項及び2の項に定めるところによるほか、別表第7の26の項に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査については2,400円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については900円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については1,100円を、大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査については2,850円を減ずるものとする。</p> <p>2 教習指導員審査を受けようとする者が4の項及び5の項に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、4の項及び5の項に定めるところによるほか、別表第7の26の項に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査については150円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については150円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については150円を減ずるものとする。</p>		

2 技能検定員審査を受けようとする者が3の項及び4の項に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、3の項及び4の項に定めるところによるほか、別表第7の23の項に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査については500円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については300円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については300円を減ずるものとする。

3 教習指導員審査を受けようとする者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあっては、その者に係る教習指導員審査手数料の額は、25の項に定める額から、同表の中欄に掲げる区分に応じて、同表の右欄に定める額を減じた額とする。

審査細目	区 分	減ずる額
略		
備考		
<p>1 教習指導員審査を受けようとする者が1の項及び2の項に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、1の項及び2の項に定めるところによるほか、別表第7の25の項に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査については2,400円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については900円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については1,100円を、大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査については2,850円を減ずるものとする。</p> <p>2 教習指導員審査を受けようとする者が4の項及び5の項に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、4の項及び5の項に定めるところによるほか、別表第7の25の項に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査については150円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については150円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については150円を減ずるものとする。</p>		

この条例中別表第6の改正規定は令和4年4月1日から、第4条及び別表第7の改正規定は同年5月13日から施行する。